

1 風水害

①事前の指導、連絡

- 日頃から、児童だけで江戸川の河川敷に行かないこと、特に風雨の強い時には絶対に堤防に近づかないことなどの指導を徹底する。
- 緊急時の対応については、緊急メールやホームページなどを通して各家庭に周知することを知らせておく。

②台風の接近が予想される場合

- 対応の原則は以下のとおりである。
 - ア) 午前7時の時点で気象庁から以下の発表がなされている場合は臨時休校とする。
 - ・「暴風特別警報」が発表されている場合
 - ・「大雨特別警報」が発表されている場合
 - ・「暴風警報」と「大雨警報」の両方ともが発表されている場合
 - イ) 上記の場合以外は、原則として通常通りの授業とする。

なお、登校時間の天候の状況によって、保護者の判断で遅刻や、登校を見合わせる場合でも欠席扱い等にはしない。

③登下校時の安全確保

- 児童の登下校時には教職員が事前に通学路などの状況を確認し、安全を確保する。必要に応じて、教職員が要所に立ったり、集団下校を行ったりする。

2 感染症等への対応

① 予防

- 手洗い、うがいを励行する。
- 具合が悪い場合には、無理をして登校させず、家庭で安静にするよう保護者に呼びかける。

②発生時の対応

- インフルエンザなどの流行性疾病が発生した場合、その状況を踏まえて学校医などと相談のうえ、必要に応じて学校行事の中止や延期、授業内容の変更、登校・下校時刻の変更、学級、学年閉鎖、臨時休業など必要な措置を講じる。
- 下校時刻を早める場合などについては、保護者に連絡して家族の在宅を確認するなどして集団下校を行う。
- 発熱、嘔吐などにより帰宅する必要がある児童については、保護者の方に迎えに来ていただく。

3教育活動等における事故防止

(1) 水泳等

①施設等の管理

- 循環ろ過装置を適正に運転し、消毒を適切に行うとともに、日常の施設・設備の点検、児童への指導を徹底し、プールの水を清潔に保つ。

- プールサイドや付属設備を清潔に保ち、整理・整頓に努める。
- プールの排水口については、プールの水を抜いた状態で排水口のねじの状態、水底の状況、塗料のはげ具合、ボルトや錠の腐食の状況などを確認し、必要な補修を行い、事故防止を徹底する。

② 指導上の安全対策

- プールでの授業を実施する際の緊急時の対応方法、報告体制などを定め、全教職員で共通理解する。
- プールの使用期間中は、気温、水温、残留塩素濃度、浮遊ゴミ及び天候や光化学スモッグ警報などを確認する。
- プールの開錠・施錠は必ず教職員が行う。プールから教職員が離れる場合は、児童がプールにいないことを確認し、必ず施錠する。また、施設・設備、用具、水深の確認を行う。
- 指導にあたっては、体温及び体調の確認、つめ、傷の有無、髪、水着の金具の有無、ゴーグルの状況などを確認する。
- プールでは2人1組（バディ）を活用し、授業の始めと終わりは必ず、加えて指導中にも必要に応じて人数を確認する。
- 教職員は指導担当、監視担当などの役割を分担し、死角が生じることのないよう留意しながら児童の状況を確認し必要な指導を行う。

③ 着衣泳

- 水泳指導の実施期間中に着衣泳の時間を設定し、児童に、水難事故にあった場合の身の守り方、救助の仕方などを理解させておく。

④ 事故発生時の対応

- 教職員は毎年必ず救急救命訓練を実施し、心肺蘇生法やAEDの使用法を理解しておく。
- 救急箱、毛布、担架、AEDなどを用意しておくとともに、緊急時の役割分担、初期対応などを明確にしておく。

(2) 校外活動

① 事前の対策

- 校長、副校長、担当学年などで、校外活動のねらい、活動内容、安全上の留意点などを十分に共通理解するとともに、必要な引率者の体制を組む。
- 個別に配慮が必要な児童に対しては、保護者とも相談のうえ、支援体制を整えたり、個別の配慮を行ったりする。

② 実地踏査等

- 遠足や社会科見学などの校外学習を実施する際には、事前に実地踏査をていねいに行い、安全管理面の配慮事項、課題、必要な対応などを十分に把握し、必要な対策を講じておく。
- 実地踏査に基づき、詳細な活動計画を立案するとともに、教職員の役割分担をして

おく。また、事故や災害発生時などの緊急連絡体制、医療機関などとの連絡体制を整備・確認しておく。

③ 事前指導

- 活動場所、内容などについて、児童に十分に指導しておくとともに、保護者に周知し、理解を求めておく。また、服装や持ち物について、安全確保の観点から必要な対策を講じる。

④事故発生時の対応

- 児童の安全の確保や応急手当てを第一に行う。医療機関、警察などの関係機関や当該児童の保護者、学校との連絡を直ちに行う。活動の継続の可否、帰校する場合の方法などを決定し、速やかに対応し、全児童の安全確保を図る。

(3) 理科実験

①理科室等の管理

- 理科室には水を入れたバケツ、砂を入れたバケツ、消火器、濡れぞうきんなどを常備しておく。
- 定期的に安全点検を行う。

②薬品等の管理

- 薬品台帳を完備し、定期的に薬品の在庫量の点検を行う。
- 劇物を保管する場合は、医薬用外劇物の表示をする。
- 薬品の希釈は準備室内で行う。薬品瓶を理科準備室から持ち出さない。
- 薬品庫は施錠して管理する。鍵は必ず教職員が扱う。薬品庫は壁に固定し、耐震対策を講じておく。
- 薬品を廃棄する際は、専門の機関に依頼するなど定められた方法で適切に行う。

③授業の準備・対策

- 予備実験を行うなどして、安全への配慮を徹底する。

④授業中の注意事項

- 室内や机上は常に整理・整頓を心がけ、特に火を使うときには燃えやすいもの（教科書、ノートなど）を机の上に置かない。
- 服装や髪形に留意し、火が燃え移ることなどがないようにする。
- アルコールランプやガスバーナーの正しい使い方を身に付けさせる。

⑤授業後の確認

- ガスの元栓、電気器具のスイッチ、コンセントなどを確認する。

(4) 学校給食

①リフト及び配膳車置き場

- リフトには児童が絶対に手を触れないように指導を徹底する。
- 作業中は調理員がリフト前につく。

②教室への運搬及び後片付け

- 給食開始前、配膳車をリフト前から教室まで移動させる際は、調理員が他の児童が廊下にいないことを確認しながら運搬する。
- 給食終了後、配膳車を教室からリフト前まで移動させる際は、できるだけ教員が付き添い、必ず徒歩でスピードを出さない。廊下では児童などに接触しないよう留意する。

③教室での配膳・食事

- 食缶を配膳車から配膳台に運ぶ際、熱いもの、重いものは低学年では必ず教員が運び、他学年でもできるだけ教員が運ぶか立ち会うようにする。
- 給食に必要なものは片付け、配膳台や机をきれいに拭き、給食前の手洗いを徹底する。
- 給食当番の児童には、特にていねいに手洗いを行わせ、教員が健康状態や服装（白衣、マスク等）を確認して作業をさせる。

④事故等の発生時の対応

- 給食中に嘔吐した児童がいた場合は、他の児童を汚染された場所から遠ざけ、できれば喫食場所を移動する。給食が汚染された可能性がある場合は、直ちに管理職、栄養士、養護教諭に報告し、給食の中止も含め対応を決定する。汚染場所は直ちに消毒する。
- 給食に異物が混入するなど異常が見られた場合は、直ちに児童に「食べてはいけない」との指示を出す。同時に管理職、栄養士に報告し、対応を決定する。異常があった場合は、現物、食器などは手を触れずそのまま保管する。異物を食べてしまった児童がいる場合には、手洗い、うがいをさせるとともに、管理職、養護教諭に報告し対応を決定する。
- 給食後、食中毒事故が疑われるような複数の児童などが嘔吐、下痢、発熱などの症状を示した場合は、直ちに医療機関、保健所、教育委員会などと連絡をとり対応する。